

埼玉医科大学国際医療センター

医の倫理指針

I 原則

1. 患者の権利を遵守する
2. 法令を遵守し、職員の雇用および患者ケアにおいて差別しない
3. 患者の尊厳を尊重する
4. 患者の自己決定権を担保する
5. 埼玉医科大学の職業倫理規定を遵守する
6. 倫理研修を行い、倫理意識を涵養し、倫理行動を遵守する
7. プライバシーを尊重し、職務上の守秘義務を遵守する
8. 与えられた職務の実行責任と説明責任を果す
9. 財政的な理由により患者ケアの差別をしない
10. 提供するサービスについて誠実に説明する
11. 入院、退院、転院について明確な方針を提示する
12. 医療費の請求は適正かつ正確に行う
13. 病院のパフォーマンス測定では透明性を確保する
14. 誰でも、いつでも、倫理的な意見を言うことができる
15. 倫理的問題のある事案は医の倫理委員会で討議し、方針を決定する
16. 医療資源の公平な配分を行う
17. 不適切な利益供与は受けない
18. 他の医療機関および院内の他職種の業務を理解し、協力する